

宮城県林業・木材産業関係事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、市町村、森林組合等が行う施設整備等の林業・木材産業に関する事業に要する経費について、当該事業実施主体（当該事業実施主体に対し市町村が補助金を交付する事業に要する経費にあつては、当該市町村。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、国庫事業にあつては、事業ごとに国が定める規程及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業実施主体」とは、別表に定める者のほか、本補助金の交付を受けた市町村が当該事業実施主体に対し補助金を交付する場合にあつては、当該市町村とする。
- (2) 「国庫事業」とは、国費のみを財源として補助金を交付するものをいう。

(交付対象事業等)

第3 この要綱で定める補助金の交付対象となる事業、交付対象経費及び交付率等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
- (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）

- (3) 市町村にあっては補助金交付に関する規則等（市町村営事業を除く。）
- (4) 予算議決等の抄本又はこれに準ずるもの
- (5) 県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの。ただし、事業実施主体が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）
- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 誓約書
- (8) その他知事が必要と認める書類

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) (1) によるもののほか、別記様式第2号により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする。
- (5) 農林水産大臣が別に定める条件（国庫事業に限る。）

（事業の着手）

第6 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、知事に届け出るものとする。

2 前項の届け出に必要な事項については、県が別に定めるものとする。

（事業遂行状況）

第7 事業実施主体は、県の指示があつたときは、事業の遂行状況について当該指示に係る事項を書面で報告しなければならない。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 工事の施工等にあつては出来高設計書
- (2) 完成検査復命書写し

(3) 完成写真

(4) その他知事が必要と認める書類

2 第4第2項のただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(補助金の交付)

第10 市町村が当該事業を行なう事業実施主体に対して補助金を交付する場合、知事から補助金の交付を受けた市町村長は、当該事業実施主体に対して、この要綱に準じて交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第11 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第8第2項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第4第2項の規定により減額して申請した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、それぞれ1件当りの取得価格が50万円以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第21条のただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が定める期間）とする。

(帳簿及び書類の備付け)

第14 事業実施主体は、第13の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況

を明らかにするため、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業実施に関する標示)

第15 事業実施主体は、事業が完了したとき又は一部供用を開始するときは、本補助金により実施した旨を標示するものとする。

2 標示の方法その他必要な事項については、県が別に定めるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、原則として当該事業を所轄する地方振興事務所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

(交付の際付すべき条件)

第17 事業実施主体等は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

2 事業実施主体等は、補助金等の申請に当たり、前項を約した「誓約書」(別紙5)を添付しなければならない

附 則

1 この要綱は、平成30年3月16日から施行し、平成29年度2月補正予算に係る本補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、本補助金に係る予算が成立した場合に、本補助金にも適用するものとする。

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の宮城県森林・林業再生基盤づくり交付金交付要綱及び宮城県合板・製材生産性強化対策事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月22日から施行し、平成30年度に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行し、平成31年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月16日から施行し、令和元年度補正に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行し、令和2年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行し、令和2年度補正に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

別表

1 (事業名) 木材産業国際競争力強化対策交付金等事業

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 木材産業の輸出促進・体質強化対策</p> <p>(1) 木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率タイプ及び低コストタイプ)</p> <p>① 加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(2) 品目転換施設整備</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(3) 高度加工処理施設整備</p> <p>① 木材加工流通施設整備</p> <p>② スtockヤード整備</p> <p>(4) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備 附帯事業 ((1)～(3)の施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動, 実践的知識及び技術の習得活動等)</p>	<p>国合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等実施要領別表2のⅢに定める経費</p>	<p>(1)～(4) 市町村, 森林組合, 生産森林組合, 森林組合連合会, 林業者等の組織する団体, 木材関連業者等の組織する団体, 地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人その他知事が認めるもの</p>	<p>定額 (1/2 以内)</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>3 施工箇所の位置の変更</p>

<p>2 原木の低コスト供給対策</p> <p>(1) 間伐材生産</p> <p>○ 間伐材の生産</p> <p>○ 関連条件整備活動等 (①と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p> <p>(2) 路網整備・機能強化</p> <p>○ 林業専用道(規格相当)整備</p> <p>○ 森林作業道整備</p> <p>○ 機能強化</p> <p>○ 関連条件整備活動 (①又は②と一体的に実施する対象森林の調査, 森林所有者の同意取付け等)</p> <p>(3) 高性能林業機械等の整備</p>		<p>(1)～(3) 市町村, 森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。(以下同じ。))及び国が別に定めるところにより, 知事が選定した経営体(以下「選定経営体」という。))</p>	<p>1 事業内容欄の2(1)① 定額(搬出材積1ヘクタールあたり40m³以上70m³未満 1ヘクタール当たり22万8千5百円以内×間接経費率, 同70m³以上 同32万2千円以内×間接経費率)。間接費率は, 国の森林環境保全整備事業に準じる。</p> <p>2 事業内容欄の2(1)② 定額(1ヘクタール当たり1万7千円以内)</p> <p>3 事業内容欄の2(2)① 定額(1メートル当たり2万5千円以内)</p> <p>4 事業内容欄の2(2)② 定額(1) 開設 路面工なし及び横断排水工なし 1メートル当たり1千4百円以内, 路面工なし及び横断排水工あり同1千8百円以内, 路面工あり同2千円以内) (2) 改良 開設の半額</p> <p>5 事業内容欄の2(2)③ 定額(1/2以内)</p> <p>6 事業内容欄の2(2)④ 定額(10/10以内)</p> <p>7 事業内容欄の2(3) 定額(素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)千立方メートル当たり2百万円とし, 上限は購入価格の1/2以内)</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業費から附带事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>3 事業内容欄の2(2)①にあつては, 路線の位置又は車道幅員の変更並びに延長の30%を超える減少</p>
--	--	--	--	---	--

2 (事業名) 林業・木材産業成長産業化促進対策事業

(1) 持続的林業確立対策

①森林整備・林業等振興整備交付金

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 間伐材生産</p> <p>(1) 「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整第713号林野庁長官通知)に基づき知事が設定した生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)内で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備(林内作業場、土場等)</p> <p>(2) 関連条件整備活動(対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)</p>	<p>国林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のIに定める経費</p>	<p>市町村, 森林整備法人等(森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第10条第2号に定める森林整備法人をいう。))及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって, 地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。))をいう。以下同じ。)及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として, 国が別に定めるところにより, 知事が選定した林業経営体(以下「選定経営体」という。))</p>	<p>1 事業内容欄の1(1) 定額(搬出材積1ヘクタール当たり40m³以上70m³未満 1ヘクタール当たり22万8千5百円以内×間接費率, 同70m³以上 同32万2千円以内×間接費率)。間接費率は, 国の森林環境保全整備事業に準じる。</p> <p>2 事業内容欄の1(2) 定額(1ヘクタール当たり1万7千円以内)</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業費から付帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p>

<p>2 路網整備・機能強化対策</p> <p>(1) ① 生産基盤強化区域内で行う林業専用道（規格相当）の整備</p> <p>② 生産基盤強化区域内で行う森林作業道の開設</p> <p>(2)</p> <p>① 既設の林業専用道（規格相当）の補強</p> <p>② 既設の森林作業道の改良</p> <p>(3) 既設の林道施設の点検診断</p> <p>(4) 既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）の機能強化</p> <p>(5) 関連条件整備活動（対象森林の調査，森林所有者の同意取付け等）</p>	<p>国林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のIに定める経費</p>	<p>市町村，森林整備法人等及び選定経営体</p>	<p>1 事業内容欄の2(1)① 定額（1メートル当たり2万5千円以内）</p> <p>2 事業内容欄の2(1)② 定額（路面工なし及び横断排水工なし1メートル当たり1千4百円以内，路面工なし及び横断排水工あり同1千8百円以内，路面工あり同2千円以内）</p> <p>3 事業内容欄の2(2)① 既設の林業専用道（規格相当）合計事業費の10%以内</p> <p>4 事業内容欄の2(2)② 開設の50%以内</p> <p>5 事業内容欄の2(3) 合計事業費の20%以内</p> <p>6 事業内容欄の2(4) 定額（1ヘクタール当たり1万7千円以内）</p> <p>7 事業内容欄の2(5) 定額（1ヘクタール当たり3千6百円以内×実施面積）で林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備の合計事業費を超えない範囲</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p> <p>3 事業内容欄の2(1)及び(2)のうち林業専用道（規格相当）にあつては，路線の位置又は車道幅員の変更並びに延長の30%を超える減少</p>
<p>3 高性能林業機械等の整備</p> <p>(1) 林業機械作業システム整備</p> <p>(2) 効率化施設整備</p> <p>(3) 活動拠点施設整備</p> <p>(4) 附帯事業（(1)から(3)の施設整備の実施に必要な調整活動，技術の習得活動等）</p>		<p>市町村，森林整備法人等，選定経営体及び広域利用林業機械の整備を実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター，森林組合連合会，知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）に限る。）</p>	<p>1 事業内容欄の3(1) 国林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領別表1のIの1の4に定める範囲</p> <p>2 事業内容欄の3(2)から(4) 定額（1/2以内）</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減</p> <p>2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更</p> <p>2 事業メニューの新設又は廃止</p>

<p>4 コンテナ苗生産基盤施設等の整備 (1) 低コストで安定的に供給する コンテナ苗生産基盤施設等の整備 (2) コンテナ苗生産の分業化を推進し、 効率的な生産システムの構築に資する コンテナ苗幼苗生産高度化施設等の整備</p>	<p>国林業成長産業化 総合対策実施要綱 に定める事業を行 うのに要する国林 業成長産業化総合 対策補助金等交付 要綱別表2のIに 定める経費</p>	<p>市町村, 林業種苗法(昭 和45年法律第89号)第 10条に基づく生産事業 の登録を受けた者及び その登録を受ける見込 みの者, 森林の間伐等 の実施の促進に関する 特別措置法(平成20年法 律第32号)第9条第1 項に基づく認定を受け た認定特定増殖事業者 及びその認定を受ける 見込みの者, その他県知 事等が認める団体等</p>	<p>定額(1/2以内)</p>	<p>1 施工箇所ごと の事業費の 30%を超える 増減 2 事業費から附 帯事務費への流 用</p>	<p>1 施工箇所又は 事業実施主体の 変更 2 事業メニュー の新設又は廃止</p>
---	--	---	------------------	---	---

②森林整備・林業等振興推進交付金

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>1 森林整備地域活動支援対策 (1) 森林経営計画作成促進 (2) 森林境界の明確化 (3) 森林経営計画作成・森林境界の明確 化に向けた条件整備</p>	<p>国林業成長産業化 総合対策実施要綱 に定める事業を行 うのに要する国林 業成長産業化総合 対策補助金等交付 要綱別表2のIに 定める経費</p>	<p>市町村, 選定経営体等</p>	<p>事業内容欄の1(1)から(4) 国林業・木材産業成長産業化促進対策交 付金実施要領別表1のIの2の1に定め る範囲</p>	<p>1 施工箇所ごと の事業費の 30%を超える 増減 2 事業費から附 帯事務費への流 用</p>	<p>1 施工箇所又は 事業実施主体の 変更 2 事業メニュー の新設又は廃止</p>
<p>2 森林資源保全対策 (1) 森林資源保護の推進 (2) 森林環境保全の推進</p>		<p>市町村等</p>	<p>定額(1/2以内)</p>		
<p>3 マーケティング力ある林業担い手 の育成 (1) 出荷ロットの大規模化等の推進 (2) 持続的な林業経営の確立 (3) 人材の確保・育成・定着 (4) 労働安全の確保</p>		<p>市町村, 国立大学法人, 選定経営体, 森林組合連 合会, 林業労働力確保支 援センター, 林業・木材 製造業労働災害防止協 会の都道府県支部及び 地域協議会(林野庁長官 が別に定める要件を満 たす協議会をいう。)等</p>	<p>定額(1/2以内)</p>		

4 林業経営体育成対策(林業機械リース支援)		市町村, 森林整備法人等, 選定経営体及び再貸付けを実施するもの(林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づく林業労働力確保支援センター, 森林組合連合会, 特認団体に限る。)	国林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領別表1のIの2の10に定める範囲		
------------------------	--	---	--	--	--

(2) 木材産業等競争力強化対策

①森林整備・林業等振興整備交付金

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 木材加工流通施設等の整備 (1) 木材加工流通施設等の整備 ①木材加工流通施設整備 ②森林バイオマス等活用施設整備 (2) 附帯事業((1)の施設整備の実施に必要な調整活動, 技術の習得活動等)	国林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のIIに定める経費	市町村, 森林組合, 木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等で事業構想に記載された事業実施主体	定額 (1/2 以内)	1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用	1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止
2 木質バイオマス利用促進施設の整備 (1) 未利用間伐材等活用機材整備 (2) 木質バイオマス供給施設整備 (3) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (4) 附帯事業 ((1)から(3)の施設整備の実施に必要な調整活動, 技術の習得活動等)		市町村, 森林組合, 林業者等の組織する団体, 地方公共団体等が出資する法人, P F I 事業者及び民間事業者等	事業内容欄の2(1)から(4) 国林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領別表1のIIの3から5に定める範囲		
3 特用林産振興施設等の整備 (1) 特用林産物活用施設等整備 (2) 附帯事業((1)の施設整備の実施に必要な調整活動, 技術の習得活動等)	国林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のIIに定める経費	市町村, 森林組合, 生産森林組合, 森林組合連合会, 農業協同組合, 農業協同組合連合会, 農事組合法人, 林業者等の組織する団体, 地方公共団体等が出資する法人, 地域材を利用する法人及び特認団体	定額 (1/2 以内)	1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用	1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止

<p>4 木造公共建築物等の整備 (1)木造公共施設整備 (2)附帯事業(1)の施設整備の実施に必要な調整活動、技術の習得活動等</p>		<p>市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体</p>	<p>事業内容欄の4(1)から(2)国林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領別表1の□の7に定める範囲</p>	<p>1 施工箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 施工箇所又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止</p>
<p>5 木材加工流通施設等の再整備</p>	<p>令和元年台風被災施設整備等対策実施要領に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のⅡの1の(1)に定める経費</p>	<p>市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人。</p>	<p>定額 (1/2 以内)</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止</p>
<p>6 特用林産振興施設等の再整備</p>	<p>令和元年台風被災施設整備等対策実施要領に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のⅡの1の(3)に定める経費ただし、事業費には廃床等活用施設及び特用林産物生産資材の導入を行うのに要する経費を含むものとする。また、付帯事業費を除く。</p>	<p>市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体(以下「特認団体」という。)</p>	<p>定額 (1/2 以内)</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止</p>
<p>7 木造公共建築物等の再整備</p>	<p>令和元年台風被災施設整備等対策実施要領に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のⅡの1の(4)に定める経費</p>	<p>都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体等の組合及びその政令で定めるところの公共施設の整備主体。</p>	<p>定額 (1/2 以内)</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める施設区分①ごとの事業費の30%を超える増</p>	<p>1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更</p>

				減 2 事業費から附 帯事務費への流 用	2 事業メニュー の新設又は廃止
--	--	--	--	-------------------------------	---------------------

(3) 林業成長産業化地域創出モデル事業
①森林整備・林業等振興整備交付金

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
2の(1)の①のメニュー欄の「路網整備・機能強化対策」, 「高性能林業機械等の整備」, 「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」	国林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のⅢに定める経費	2の(1)の①のメニュー欄の「路網整備・機能強化対策」, 「高性能林業機械等の整備」, 「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における事業実施主体	2の(1)の①のメニュー欄の「路網整備・機能強化対策」, 「高性能林業機械等の整備」, 「コンテナ苗生産基盤施設等の整備」における交付率	1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める施設区分①ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用	1 国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表3に定める工種又は施設区分①又は事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止
2の(2)の①のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」, 「木質バイオマス利用促進施設の整備」, 「特用林産振興施設等の整備」, 「木造公共建築物等の整備」		2の(2)の①のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」, 「木質バイオマス利用促進施設の整備」, 「特用林産振興施設等の整備」, 「木造公共建築物等の整備」における事業実施主体	2の(2)の①のメニュー欄の「木材加工流通施設等の整備」, 「木質バイオマス利用促進施設の整備」, 「特用林産振興施設等の整備」, 「木造公共建築物等の整備」における交付率		

②森林整備・林業等振興推進交付金

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 先進的モデル提案事業 (1) 林業の成長産業化の実現に向けて地域構想で定めた目標の達成に必要なソフト事業	国林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2のⅢに定める経費	市町村及び流域森林・林業活性化センター, その他県知事等が認めるもの	定額(10/10以内) 各年度の助成金の上限は, 1 林業成長産業化地域当たり 1,000 万円とする。	1 事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止

3 (事業名) 林業イノベーション推進総合対策
 (1) 革新的林業実践対策

事業メニュー及び事業内容	交付対象経費	事業実施主体	補助率等	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 先進的造林技術推進事業 (1) 造林技術へのリモートセンシング技術の活用実証 ① リモートセンシング技術の実証を行う施行地の間伐 ② リモートセンシング技術の実証に必要な機械器具の整備 ③ 関連条件整備活動(森林作業道の整備)	国林業成長産業化総合対策実施要綱に定める事業を行うのに要する国林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱別表2に定める経費	都道府県, 市町村, 森林所有者, 森林組合等, 森林整備法人等, 特定非営利活動法人等, 森林所有者の団体, 森林経営計画策定者又は民間事業者	1 事業内容欄の1(1)① 定額(搬出材積1ヘクタール当たり40m ³ 以上70m ³ 未満 1ヘクタール当たり50万円以内×間接費率, 同70m ³ 以上 同61万2千円以内×間接費率)。間接費率は, 国の森林環境保全整備事業に準じる。 2 事業内容欄の1(1)② 定額(2/3以内) 上限は1事業者ごとに698千円。 3 事業内容欄の1(1)③ 定額(開設 路面工なし及び横断排水工なし 1メートル当たり1千4百円以内, 路面工なし及び横断排水工あり同1千8百円以内, 路面工あり同2千円以内。改良は開設の50%以内)	1 事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止

別記様式第1号

年度林業・木材産業関係事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名 印
又は 住所
団体名
代表者氏名 印

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ※1
- 2 事業メニュー ※1
- 3 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 収支予算 別紙2のとおり
- 6 添付書類
 - (1) 事業計画書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
 - (2) 工事の施工等にあつては実施設計書（事前に知事の承認を受けている場合を除く。）
 - (3) 市町村にあつては補助金交付に関する規則等（市町村営事業を除く。）
 - (4) 予算議決等の抄本又はこれに準ずるもの
 - (5) 県税納税証明書（申請日から3か月以内に県税事務所が発行したもの。ただし、事業実施主体が納税義務者でないときは、任意様式によりその旨を記載した申立書を添付する。）
 - (6) 暴力団排除に関する誓約書（別紙4）
 - (7) 誓約書（別紙5）
 - (8) その他知事が必要と認める書類

※1 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

※2 上記6のうち、(5)(6)(7)の添付は市町村以外の申請者に限る。

年度林業・木材産業関係事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名 印
又は 住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県()指令第 号で交付決定の通知のありました 年
度 ※1 について、事業の内容(経費の配分)を下記の理由により変更したいので、承認
されるよう関係書類※3を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 変更の理由及び内容

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

※3 上記「関係書類」は、別記様式第1号の別紙1、別紙2及び添付書類(1)(2)の
様式に準じて作成し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分に
ついてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

年度林業・木材産業関係事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は 住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度 ※1 について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類
を添えて申請します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 4 中止（廃止）の理由
- 5 中止の期間
- 6 今後の見通しと対策

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

年度林業・木材産業関係事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

市町村長氏名 印

又は 住所

団体名

代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度 ※1 を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により関
係書類を添えて報告します。

なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 4 事業完了年月日 年 月 日
- 5 収支精算 別紙3のとおり
- 6 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨカナ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 7 添付書類
 - (1) 工事の施工等にあっては出来高設計書
 - (2) 完成検査復命書写し
 - (3) 完成写真
 - (4) その他知事が必要と認める書類

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

年度林業・木材産業関係事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は 住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度 ※1 について、補助金等交付規則第15条の規定により金 円を概算払によつて
交付されるよう請求します。

記

- 1 事業名 ※2
- 2 事業メニュー ※2
- 3 概算払請求を必要とする理由
- 4 概算払請求の内容

(単位：円，%)

交付 決定額 (A)	既受領額 (B)	今回出来高の算出			今回 請求額 (D)= (A)×(C)	残額 (A)-(B)-(D)
		交付対象 経費(a)	今回出来高 に相当する 交付対象 経費(b)	出来高率 (C)=(b)/(a)		

5 振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇 (ヨカナ：〇〇〇〇〇〇〇〇)

6 添付資料

今回出来高に相当する交付対象経費がわかる関係資料の写し

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

年度 ※1 に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名 印
又は 住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度 ※1 による事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|--|----|--|---|
| 1 | 事業名 | ※2 | | |
| 2 | 事業メニュー | ※2 | | |
| 3 | 補助金等交付規則第13条の補助金の確定額 | 金 | | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | | |
| 4 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | | 円 |
| 5 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | | 円 |
| 6 | 補助金返還相当額(5-4) | 金 | | 円 |

※1 交付決定通知に記載された補助金名を記載する。

※2 別表に規定するいずれか事業名又は事業メニューを記載する。

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

住所

団体名

代表者氏名

印

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

別紙5

誓 約 書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所

団体名

代表者氏名

印

〇〇〇〇（事業実施主体等）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

別紙1

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分		事業費(円)		負担区分(円)					備考
		総事業費	交付対象経費	国費	県費	市町村費	公庫資金	その他	
※事業名記載	事業費								
	附帯事務費								
合計									

※ 実績報告に添付する場合において、繰越承認を得ている場合は、本表の記載を上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 事業費明細

事業メニュー	事業主体	施工箇所名	工種又は施設区分	構造規格又は規模	事業量	事業費(円)		負担区分(円)					工期		備考
						総事業費	交付対象経費	国費	県費	市町村費	公庫資金	その他	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	
合計															

※ 実績報告に添付する場合において、繰越承認を得ている場合は、本表の記載を上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

※ 間伐材生産のメニューにおいては、備考欄に搬出材積区分及び適用している間接費率を記入する。

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
国 費		
県 費		
市 町 村 費		
そ の 他		
内 借入金		
計		

(注) 融資を受ける場合は、備考欄に種類(公庫資金, 近代化資金等)を記載する。

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
計			

(注) 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
国 費				
県 費				
市 町 村 費				
そ の 他				
内 借入金				
計				

※1 融資を受けた場合は、備考欄に種類(公庫資金、近代化資金等)を記載する。

※2 繰越承認を得ている場合は、本表の記載を上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
計				

※1 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

※2 繰越承認を得ている場合は、本表の記載を上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(3) 補助金精算

区分	交付決定額 (円)	総事業費 (円)	交付率 (%)	補助金額 (円)	既受領補助金額(円)	差引補助金等未受領額 (円)	備 考
附帯事務 費							
計							

※ 繰越承認を得ている場合は、本表の記載を上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。